**有害鳥獣被害対策事業の補助等について**

**1　鳥獣被害防止柵設置補助金**

農業被害、生活被害の軽減のために、鳥獣被害防止柵を設置する方に補助金を交付します。

補助金額　町民など：費用の2分の1(限度額は2万円)

　　　　　自治会　：費用の3分の2(限度額は3万円)

　　　　　事業者　：費用の3分の1(限度額は2万円)

申請方法　柵の設置後、領収書が発行されてから6か月以内に、設置した場所の地図、写真および明細が書かれた領収書などを添えて申請してください。

**2　狩猟免許取得時補助金**

有害鳥獣捕獲を行うために新規に狩猟免許を取得した方に、補助金を交付します。

対象者　　町内在住または在勤で、今年度新規に狩猟免許を取得した方で、免許の種類に応じ、それぞれ次の要件を満たす方

　　　　　第1種銃猟免許：鳥獣被害対策実施隊員として、有害鳥獣の捕獲に3年以上従事できる方

　　　　　わな猟免許　　：自己の土地などで有害鳥獣の捕獲を実施する方

補助金額　第1種銃猟免許：費用の2分の1(限度額は4万円)

　　　　　わな猟免許　　：費用の2分の1(限度額は1万円)

対象経費　狩猟免許申請手数料、狩猟免許準備講習会受講料、医師診断料など

申請方法　取得してから3か月以内に、狩猟免状の写し、領収書の原本などを添えて申請してください。

**3　捕獲実施報償金**

県または町から捕獲許可を受け、イノシシまたはニホンジカを捕獲した方に対して、報償金を交付します。

報償金額　イノシシ：7,000円

　　　　　ニホンジカ：7,000円

　　　　　それぞれの幼獣：3,000円

申請方法　捕獲許可期間終了後30日以内に、写真および地図などを添えて申請してください。

ご不明な点があれば、町ホームページをご覧いただくか、町までご連絡ください。

また、各種補助には予算があります。ご希望の場合は申請前に町にご相談ください。

問い合わせ先　箱根町環境整備部環境課美化保全係

神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

TEL　0460-85-9565

FAX　0460-85-6814

Mail　 web\_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp